クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第86回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

FIRB 承認申請手数料の大幅な引上げ(外国投資)

2022 年 7 月 21 日、オーストラリア連邦政府は、外資審議委員会(FIRB)への申請手数料の金額を 2 倍にする、新手数料規則(Foreign Acquisitions and Takeovers Fees Imposition Amendment (Fee Doubling) Regulations 2022 (Cth))を公布しました。

新手数料規則は、直近の連邦総選挙における労働党の公約に即したものであり、2022 年 7 月 29 日から全ての申請手数料に適用されます。

申請手数料の仕組みは複雑で、様々な例外や特則がありますが、FIRBの審査は正しい申請手数料が支払われないと開始されませんので、必要な申請手数料を正確に把握することは実務上重要です。投資検討の初期段階で、FIRBへの申請の要否だけでなく、申請手数料の金額を正確に把握した上で、投資意思決定を行い、タイムラインを設定することが、今後ますます重要になります。

本稿では、新手数料規則による申請手数料の改正の概要について解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

Japan Practice 紹介サイト



心理社会的ハザードに関する行動規範(労働法)

COVID-19 のパンデミックがメンタルヘルスに与えた影響や、Work Health and Safety(WHS)法令モデルに対して近年行われたレビューを受けて、雇用主が職場に関連する心理社会的ハザード(psychosocial hazard)を管理することの重要性が増しています。政府機関である Safe Work Australia は、今月、職場における心理社会的ハザードを管理するための WHS 行動規範(WHS Code of Practice for managing psychosocial hazards at work)の国家モデルの最終版を公表しました。

本稿では、この行動規範の概要を紹介するとともに、心理社会的ハザードの定義 や、関連する法令や行動規範において求められる対応を解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

重要インフラ資産安全法上の義務(外国投資)

近時の法改正により、現在では幅広い範囲の資産が 2018 年重要インフラ資産 安全法(連邦法)(以下「SOCI 法」)の対象となります。これには、通信、エネルギー、健康、金融サービス、高等教育・研究、データセンター、運輸、上下水道、食品・日用品、防衛、宇宙技術の資産が含まれます。SOCI 法の下では、重要インフラ資産の「責任主体(responsible entity)」や「直接持分保有者(direct interest holder)」は、重要資産登録のために内務省への報告義務を負います。また、重要インフラ資産の「責任主体」は、サイバーセキュリティ・インシデントを認識した場合に連邦政府に報告する義務や、重要インフラ資産リスクマネジメントプログラムの実施・遵守義務等を負います。

本稿では、重要インフラ資産の報告やサイバーセキュリティ等、SOCI 法上の重要な義務について解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕 (2019)



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

ASIC 法に基づく調査への対応 (会社法)

オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、ASIC 法の 19 条により、特定の人に対し、ASIC の担当官の面前で宣誓のうえ質問に回答することを求めることができます。ASIC は、会社法や ASIC 法の違反の調査を含め、様々な法律に基づく調査権限を有しており、調査中または調査を予定している事項について特定の人(調査対象者)が関連する情報を有していると合理的に考える場合に、19 条の通知を発します。多くの人にとって、ASIC により調査されることは不慣れで困難なことであるため、会社の役職員が調査対象者となった場合、法務担当者が関与し、プロセスを管理することが重要です。

本稿では、会社の役職員が ASIC 法の 19 条による調査の対象となった際に、会社や法務担当者が認識しておくべき主要な論点について解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

オーストラリアの気候変動法案(環境法)

オーストラリアの新連邦政府は、パリ協定の下での「国が決定する貢献 (NDC)」に即した新しい排出量削減目標を立法化する、気候変動法案(以下「本法案」)を、最初の法案の1つとして速やかに提出しました。本法案は8月4日に下院を通過しており、上院でも中立議員の支持を得て可決されることが見込まれます。本法案の主要な5要素は、①2030年までに2005年比43%減、2050年までにネットゼロとするオーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を立法化すること、②気候変動大臣に対し、目標達成に向けた進展と政府の政策の有効性について、議会への年次報告を求めること、③気候変動当局に対し、年次報告について大臣への助言を求めること、④気候変動当局に対し、少なくとも5年ごとに、将来の排出量目標について大臣への助言を求めること、⑤法律の運用について定期的に見直すことです。

本稿では、本法案の概要を説明したうえで、パリ協定との関係や上院で予想される中立議員の対応等について検討します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三井物産様による BHP Mitsui Coal (BMC) の持分譲渡

三井物産様とその豪州子会社 Mitsui & Co. (Australia) Ltd が、クイーンズランド州で原料炭の合弁事業を行う Stanmore SMC Pty Ltd (旧 BMC) の権益 20%を売却するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文(英文)へのリンクはこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告:「FIRB 承認申請実務(2021年改正法施行後の動向と注意点) | (2021年8月31日)

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務(2021 年改正法施行後の動向と注意点)」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は<u>こちら</u>のウェブページから、講演で使用した資料は<u>こちら</u>のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告:「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」(2021年6月22日)

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演(メルボルン日本商工会議所との共催)を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務(改正後の傾向と注意点)
- ▶ 法改正前後の実務の状況(ケーススタディーを交えて)

講演で使用した資料はこちらの<u>リンク</u>先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらのウェブページでご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は<u>こちらからご覧いただけます。</u>

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕 (2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等(2019 年時点)を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之 メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル 山浦茂樹 メール: <u>syamaura@claytonutz.com</u>



ロイヤー 嶋田雅 メール: <u>mshimada@claytonutz.com</u>



ロイヤー Kai Priestly メール: <u>kpriestly@claytonutz.com</u>



外国資格実務家 梶原康平 (日本法弁護士・日本から出向中) メール: <u>kkajiwara@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子 メール: <u>kotake@claytonutz.com</u>